

質問1 「子どもの頃モヤッとした場面」

第2条【差別の禁止】

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがひ、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やかからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がど

 ういう人であるか、などによって差別されません。

【子どもの頃、“モヤッ”した場面】

- ・子どもによって教師の指導が違った。
- ・障害のある子が嫌なことを言われたり、仲間外れにされていた。

第3条【子どもにもっともよいことを】

子どもに関係のあることが決められ、おこなわれるときには、子どもにもっともよいことは何

 かを第一に考えなければなりません。

【子どもの頃、“モヤッ”した場面】

- ・学校の宿題について、理解ができない不安やその必要性への疑問を伝える機会がなかった。
- ・大人が勝手に子どもの幸せを決めつけていたように感じた。

質問1 「子どもの頃モヤッとした場面」

第5条【親の指導を尊重】

親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

**【子どもの頃、“モヤッ”した場面】**

- ・親の教育方針により娯楽が制限され、周囲の友達との話題についていけないことが多く、その気持ちを伝えるような機会はなかった。

第6条【生きる権利・育つ権利】

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

**【子どもの頃、“モヤッ”した場面】**

- ・大人の気分によって、小さなことで強く叱られることがあり、安心して学んだり成長したりできる環境ではないと感じることがあった。
- ・体調不良でも、十分に休めず体調を崩しても我慢させられた。

質問1 「子どもの頃モヤッとした場面」

【子どもの頃、“モヤッ”した場面】

第12条 【意見を表す権利】

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



- ・校則が「決まりだから」という理由だけで決められており、意見を言う場もなかった。
- ・行事の内容がほぼすべて教師主導で決まり、子どもが「こうしたい」と意見を言える機会がなかった。
- ・小学校の給食の時間に、食べ終わるまで席を立てない決まりがあり、体調や個人差について考えを伝える機会がなかった。
- ・大人の都合で物事が決められ、理由を説明してもらえなかった。
「こどもなんだから」や「我慢できるでしょ」など、気持ちや意見を軽く扱われたと感じた。
- ・自分に関係のある支援や制度について、子ども本人に説明がなかった。

第13条 【表現の自由】

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。



第13条 さまざまな方法で情報や考えを得て、自由に伝えたり表現したりする権利があります。



【子どもの頃、“モヤッ”した場面】

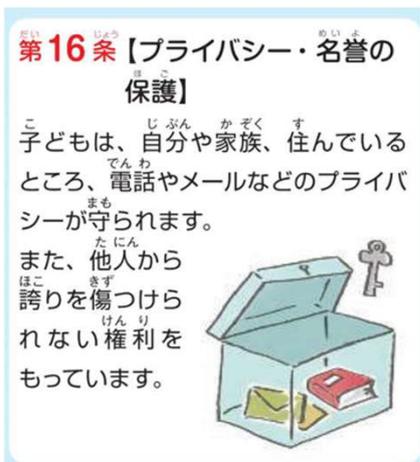
- ・校則が「決まりだから」という理由だけで決められており、意見を言う場もなかった。
- ・小学校の頃、男だから「青」、女だから「赤」を選ぶと言う風潮があった。
- ・中学生の頃、髪型についての校則があった。
- ・（教師もしくは親？に）絵や作文で自分の考えを書いたら、「変だ」と否定された。
- ・障がいを持った友人や兄弟の面倒を（当然のように）見ることを任せられることが多く、自分自身の時間を取られてしまっていた。

質問 1 「子どもの頃モヤッとした場面」



【子どもの頃、“モヤッ”した場面】

- ・クラスの中で、意見を言っても否定されることがあったり、特定の子どもが話し合いを進めてしまったりすることがあり、考える自由が十分に尊重されていないと感じた。
- ・行事への参加を断りたかったが、言える選択肢がなかった。



【子どもの頃、“モヤッ”した場面】

- ・できないことや失敗を皆の前で指摘され、自尊心や誇りが傷ついたと感じた。
- ・自分が他人に知られたくないことをばらされた場面があった。
- ・失敗したことをクラス全体の前で注意されているのを見かけて、怖かった。

質問1 「子どもの頃モヤッとした場面」

第17条【適切な情報の入手】

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利があります。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにするため、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

**【子どもの頃、“モヤッ”した場面】**

- ・テレビ、漫画などから得られる情報に制限があり、それが自分の成長にとって本当に最善だったのか、子どもの立場から考えてもらえる機会がなかった。

第19条【あらゆる暴力からの保護】

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

**【子どもの頃、“モヤッ”した場面】**

- ・厳しい叱責や威圧的な指導、体罰を受ける場面を目にすることがあり、子どもが守られていないと感じた。
- ・中学の時、友達が遅刻やルール違反をして叩かれていた。
- ・小中学校で教員が指導する場面で体罰を見た。
- ・いじめがあったが、教諭や多くのクラスメイトは見て見ぬふりをしていた。
- ・罰として廊下に正座させられる、廊下に立たされるなど、心や体に負担のかかる指導を目にすることがあり、子どもへの接し方として疑問に思ったことがあった。

質問 1 「子どもの頃モヤッとした場面」

第23条【障がいのある子ども】

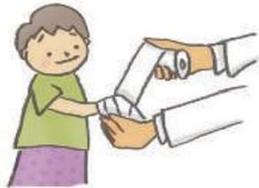
心やからだに障がいがある子どもは、
 尊厳が守られ、自立し、社会に参加
 しながら生活できるよう、教育や訓
 練、保健サービスなどを受ける権利
 をもっています。

**【子どもの頃、“モヤッ”した場面】**

- ・障がいのある子どもが、周囲の理解不足から活動に参加しにくかったり、配慮が十分にされていなかったりする場面があった。
- ・障害を持っている子が嫌なことを言われたりしている場面を見た。

第24条【健康・医療への権利】

子どもは、健康でいられ、必要な
 医療や保健サービスを受ける権利を
 もっています。

**【子どもの頃、“モヤッ”した場面】**

- ・虫歯が多い子どもを見て、必要な医療や保健サービスが十分に行き届いていないのではないかと感じた。

質問1 「子どもの頃モヤッとした場面」

第27条【生活水準の確保】

子どもは、心やからだやすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。

**【子どもの頃、“モヤッ”した場面】**

- ・ 中学の時、裕福でなくお小遣いを稼ぐため新聞配達をしていた。

第28条【教育を受ける権利】

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

**【子どもの頃、“モヤッ”した場面】**

- ・ 学習の進み方が違っていても、皆と同じ授業内容を聞かなければならず、個々の学びの機会が十分に保障されていないと感じた。
- ・ 校則（服装など）が厳しく、子どもの尊厳より管理が優先されているものもあった。
- ・ 女性の大学への進路の自由は、男性よりも制限があった。

質問1 「子どもの頃モヤッとした場面」

第29条【教育の目的】

教育は、子どもが自分の持っている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。

**【子どもの頃、“モヤッ”した場面】**

- ・ 小学校高学年から中学生にかけていじめの問題があったが、人権や平和について学ぶ機会が限られており、日常の学校生活の中で十分に生かされていないように感じた。
- ・ 校則であるからと好きな髪型ができなかった。服装も細かな決まりをすべて守らなければいけなかった。
- ・ テストの点数だけで評価され、得意なことを伸ばしてもらえなかった。

第31条【休み、遊ぶ権利】

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

**【子どもの頃、“モヤッ”した場面】**

- ・ 勉強や習い事、家の手伝いが優先され、放課後や休日に自由に遊んだり、ゆっくり休んだりする時間が少ないと感じることがあった。
- ・ 小学校で、給食を食べきるまで遊びに行っていけなかった。
- ・ 文化芸術活動に関しては、経済状況が影響しあまり経験することができなかった。
- ・ 宿題や習い事により、自由な時間がなかった。